

立山町公共交通活性化協議会令和6年度事業計画（案）

1 目的（規約第1条）

立山町公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の策定及び実施等に関する協議を行うために設置する。

2 協議会の開催について

- (1) 第1回本会議（書面開催。令和6年7月）
- (2) 第2回本会議（令和6年11月）
- (3) 第3回本会議（令和7年3月）

3 ワーキンググループの開催について

- (1) 第1回交通WG（令和6年7月）
- (2) 第2回交通WG（令和6年12月）

4 その他

- (1) 立山町地域公共交通計画策定調査業務の委託に係る事務
- (2) 国、県、町等からの補助金等の交付等に係る事務
- (3) その他所要の事務